

ねりっこクラブの運営に係る基本的業務

1 規定整備・研修

(1) 規定整備

以下に掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知してください。

- ① 職員の職位、職責または職務内容等に応じた勤務条件等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- ② ①に掲げる職位、職責または職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）を定めていること。

(2) 研修計画の策定および区主催の研修への参加

運営責任者、ねりっこ学童クラブ支援員、ねりっこひろば専任職員は、区の実施する研修に積極的に参加してください。また、職員の資質向上のための研修計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保し、すべての職員に周知してください。

2 「ねりまキッズ安心メール」に関する業務

区が設置する「ねりまキッズ安心メール」のための機器の維持管理を行ってください。また、必要に応じ、申請書の配付等について、区と利用者との取次ぎを行ってください。なお、機器の設置、修繕、運用に関する経費は区が負担します。

3 児童が加入する保険に関する業務

ねりっこクラブの児童を被保険者とする保険に関し、申請書の配布、保険加入者名簿の作成、保険料の徴収、管理等を行ってください。また、保険適用時においては、事故報告書の作成、利用者と代理店との取次ぎ等を行ってください。

なお、ねりっこひろば登録児童は原則保険に加入するものとし、ねりっこ学童クラブ入会児童は希望者のみ加入するものとします。

4 他機関との連携

小学校、家庭、地域および関係諸機関（児童館、子ども家庭支援センター、学校教育支援センター等）と協議・連携しながら事業を実施してください。

5 区の事業等への協力

施設を利用した区の事業について、積極的に協力してください。詳細については、各事業担当部署と十分な打合せを行い、区から事業を受託している者としての責務を果たすよう努めてください。

また、区が行う広報や各種統計調査等の業務のための調査等に対し、受託事業者は積極的に協力してください。

6 事務連絡会等への出席

運營業務に関連する事務連絡会等へ、区が指定する職員またはその代理となる職員は出席してください。

7 関係規程等の遵守

関係法令および区の条例、通知等関係規程等を遵守するようにしてください。

また、職員の採用選考および勤務条件等についても、関係法令を遵守してください。

8 サービスの維持および向上

利用者に対するサービスの維持向上に努めるとともに、苦情処理に関しては、必要な規定を定め、体制を構築し、誠意をもって解決を図ってください。また、受託者の本部等において、サポート体制等を構築してください。

必要に応じて区に報告の上、区と協力し公正な解決を図るようにしてください。

9 秘密保持

本業務に従事し、またはこれに付随して知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。この契約が終了または解除された後においても同様とします。

10 個人情報の保護およびその他受託情報の取扱い

受託業務の履行において、必要な範囲で取得した個人情報および、その他区の情報の取扱いについては、別紙 1 - 7 「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守してください。

また、この特記事項に加え、実施手順、作業明細等も併せて遵守してください。

11 情報公開

練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）および練馬区情報公開条例施行規則（平成 14 年 3 月練馬区規則第 10 号）に基づき、公正で開かれた事業運営を図るための必要な措置を講じてください。

12 人権への配慮

(1) 運營業務を行うに当たり、利用者等の人権等に配慮するとともに、職員には適切な人権研修を行ってください。

(2) 練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に係る対応要領（平成 28 年 3 月 10 日 27 練福障第 2089 号）を踏まえ、区と同等の合理的配慮の提供を行ってください。

(3) 福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針（平成 27 年 11 月 11 日厚生労働大臣決定）に基づき、不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供をするために必要な措置を講じてください。

13 カスタマーハラスメント

カスタマーハラスメントに対しては、『練馬区職員のカスタマーハラスメント防止に関する指針（ガイドライン）』に則った対応を行ってください。

14 環境配慮

運營業務を行うに当たり、環境関連法令を遵守するとともに、環境負荷の低減に努めた運営を行い、区に関連データを報告してください。

15 災害等への対応

練馬区災害対策条例（平成 16 年 3 月練馬区条例第 6 号）および練馬区地域防災計画を遵守し、区の区域において災害が発生し、もしくは災害が発生するおそれがある場合、または警戒宣言が発せられた場合においては、区の指示に従ってください。

16 児童対象性暴力等の防止等の措置

- (1) 本業務の実施に当たり、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)に基づく認定について、申請を行うとともに、当該認定の取得に向け適切に対応してください。
- (2) やむを得ない理由により、当該認定の取得までに期間を要する場合には、区と協議のうえ、認定取得までの間、同法に基づく犯罪事実確認その他認定事業者に限り実施が認められる措置を除き、同法が求める児童の安全確保および個人情報等の適切な管理に関する措置を講じてください。

17 緊急時における児童の安全確保

つぎの各号に該当する状況下またはそのおそれがある場合に、児童の安全確保、応急的措置を行い、直ちにその状況を保護者、区および関係機関等へ連絡するとともに、区の求めに応じて報告書を提出してください。また、必要に応じ、小学校との調整を行ってください。

- (1) 非常災害その他の事故等により、事業を行うことが困難となったとき、またはそのおそれのあるとき。
- (2) ねりっこクラブの児童に、医療機関での受診を伴う怪我または病気が発生したとき。
- (3) 小学校およびねりっこ学童クラブ敷地内への不審者の侵入や、ねりっこクラブの児童が被害を受けたとき、または周辺地域で不審者の発見もしくは連絡を受けたとき。
- (4) ねりっこ学童クラブの児童が、保育時間中に所在不明となったとき。
- (5) 器物の損壊、盗難、暴行等の事件性がある事態が発生したとき。
- (6) 個人情報の漏洩および個人情報を含む文書等の紛失が発生したとき。
- (7) その他、児童の身体を脅かす可能性のある事態が発生したとき。

なお、各訓練の実施や、マニュアルの整備等、緊急時に児童の安全確保を行えるよう日常的に準備を行ってください。

18 上級救命技能認定証・甲種防火管理者資格の取得

運営責任者は上級救命講習を受講し、上級救命技能認定証を取得してください。また、ねりっこ学童クラブの防火管理者は、原則運営責任者とし、これに当たり、運営責任者は甲種防火管理者資格を取得してください。

19 消防計画の策定

受託事業者は、区・小学校・関係団体等と協議し、ねりっこクラブの消防計画の作成・届出を行い、自衛消防組織の構成員としての役割を担うとともに、消防署等の関係機関への申請・報告等の手続きを行ってください。

20 防犯・防災訓練の実施

「21 事業計画および事業報告」に定める事業計画および「19 消防計画の策定」に定める消防計画等に基づき、防犯・防災訓練を毎月行ってください。

なお、実施に当たっては、区および関係団体等と十分な協議を行ってください。

21 事業計画および事業報告

(1) 年度ごとに区が定めた様式に基づく事業計画書を、区が指定する期日までに提出し、区の確認を得てください。当該事業計画書を変更しようとするときは、あらかじめ区に協議し、承認を受けてください。

また、区の求めに応じて行事計画書等を提出してください。

(2) 各年度終了後、区が定めた様式に基づく事業報告書を作成し、区が指定する期日までに提出し、区の確認を得てください。

また、月ごとに区が定めた様式に基づく報告書を提出してください。

その他、必要に応じて区が定めた様式に基づく事故報告書等を提出してください。

22 業務実施状況の確認と改善指示

(1) 区は、委託業務について、受託事業者が必要と認める事項の報告を求め、または区の職員に、関係者に対して質問させ、もしくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとします。

(2) 区は、委託業務のうち放課後児童健全育成事業に係る事項について、前項の立ち入り検査等を、児童福祉法第 34 条の 8 の 3 に規定する指導検査として実施することができることとします。

(3) 地方自治法第 199 条第 1 項および第 4 項の規定に基づき、練馬区監査委員が受託事業者に対して、運営委託業務および経理内容についての監査を行うことがあります。この場合において、監査委員から指示を受けたときは速やかに対応してください。

(4) 東京都は、受託事業者に対し、必要があると認めるときは、東京都認証学童クラブ事業実施要綱（令和 7 年 3 月 27 日付 6 福祉子家第 3201 号）に基づき運營業務等に関する報告徴収・立入調査を行うことがあります。東京都から改善等の指示を受けたときは速

やかに対応してください。

23 利用者評価等への協力

区が原則として年度ごとに行う利用者アンケートについて、利用者へのアンケート用紙の配布および回収等を必要に応じて行ってください。

24 モニタリング評価

区は、受託事業者に対し、モニタリング評価を行うために必要な報告書の提出を求め、評価を行います。

25 賠償責任

受託事業者は、本業務の履行に当たって、その責に帰すべき事由により区または第三者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償する責任を負うものとします。

また、受託事業者は賠償責任保険に加入してください。

26 契約解除

区は、受託事業者が委託内容の各項目に違反した場合、受託事業者が区に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告を拒んだ場合、および社会的信用の失墜行為等、契約の続行が不適当と認められる場合において、契約を解除することができるものとします。

なお、前記において契約の解除に至った際、受託事業者はつぎの委託事業者を選定するまでに要した運營業務経費を負担するものとします。

また、区は、委託契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとします。

27 原状回復義務

契約期間が満了した場合または「26 契約解除」の規定により契約解除となった場合は、当該施設および設備を速やかに原状回復してください。ただし、区の承認を得たときは、この限りではありません。

28 委託業務の引継ぎ

契約期間が満了した場合または「26 契約解除」の規定により契約解除となった場合は、区または区が指定する者に対して業務、各種書類、物品等を適切に引き継いでください。ただし、区の承認を得たときは、この限りではありません。

29 庶務

運営費用の支出管理、職員の勤務表作成や、給与の支払等、庶務としての業務のほか、区が必要と認めた業務を実施してください。実施に当たっては、区と受託事業者で協議しま

す。なお、ねりっこ学童クラブ保育料の徴収に関する業務は区が行います。

30 その他

契約書および本内容に記載のない事項については、区と受託事業者が協議の上、処理することとします。